経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省
経済産業省

第一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「第五号チ」を「第五号リ」に改め、同項第五号中ヌをルとし、同号リ中「次条第三号ヘ」を「次条第三号ト」に改め、同号中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項

第八十四条中「第三号ホ」を「第三号ヘ」に改め、同条第三号中トをチとし、ニからヘまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十七年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第八十三条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第八十四条の規定は、施行日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第一号

農林水産省令第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第五号中チをリとし、ホからトまでをヘからチまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

第百十三条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十七年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第百十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第百十三条の規定は、施行日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第八号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の二第三節の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録修理業者規則を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

登録修理業者規則

（目的）

第一条　この規則は、別に定めるものを除くほか、特別特定無線設備の修理に関し、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（登録の申請）

第二条　法第三十八条の三十九第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2　法第三十八条の三十九第三項の修理方法書（以下「修理方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　修理の手順

二　修理の確認の手順

三　前号に規定する修理の確認に使用する測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造業者名（修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。）

四　前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正（以下「較正等」という。）の計画（修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。）

五　第二号に規定する修理の確認において、修理する特別特定無線設備の特性試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第二号第三項(1)から(3)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画

六　製造業者との契約等により修理する特別特定無線設備の技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合証明番号等」という。）に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容

3　法第三十八条の三十九第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び別表第三号に定める様式の誓約書とする。

一　別表第四号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項

二　前号に掲げる事項のほか、特別特定無線設備の修理に関し参考となる事項

4　第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第二号に定めるところによるものとする。

（妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等）

第三条　法第三十八条の四十第一項第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。

二　同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されないものであること。

三　前二号の規定にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。

2　特別特定無線設備の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。